

『建礼門院右京大夫集』の序・跋と題名  
—「我が目ひとつに」と「その世のままに」—

下  
浅  
千  
穂

寿永四年三月二十四日、平家一門は壇ノ浦に滅亡。一瞬の光を放つて消えて行く流星のようであつた。彼らの姿を今に伝えるものに『平家物語』があるが、また、彼らの姿を永遠のものにしようと、かつての日々を記し遺した女人があつた。言うまでもなく、建礼門院徳子に仕えた、世尊寺伊行女建礼門院右京大夫である。

『建礼門院右京大夫集』は作者の自伝的家集である。作品の内容を大きく分けると、前半には出仕の日々、高倉院、徳子を讃える女房としての作者や、平家の公達である平資盛との恋愛、一方で藤原隆信との恋愛などが記され、後半には平家の都落ち、滅亡と、その後の平家追憶の日々が記されている。本作品は平家とともに生きた作者の証であり、『平家物語』には書かれなかつた女人平家とも言うべきものである。

さて、本作品には、序文と跋文とがある。まず、序文で、作者は次のように述べている。

家の集などいひて、歌よむ人こそ書きとどむことなれ。これはゆめゆめさにはあらず。ただ、あはれにもかなしくも、なにとなく忘れがたくおぼゆることどもの、あるをりをり、ふと心におぼえしを、思ひ出でらるるまことに、我が目ひとつに見むとて書きおくなり。

1 我ならで誰かあはれと水茎の跡もし末の世に伝はらば<sup>(1)</sup>

家集というものは、歌人の書くもので、自分の「これ」は決してそういうものではない。ただ何となく忘れられたい想い出を、ふと心に思い出されるままに、自分一人で見ようと思つて書き付けておいたものだ、と言う。そして、もしこの歌が後世に伝わるとしたら、一体誰が、この想いを理解してくれるだろうか、とも言つてゐる。

また、跋文には次のようにある。

かへすがへす、憂きよりほかの思ひ出でなき身ながら、年はつもりて、いたづらに明かし暮すほどに、思ひ出でらることどもを、すこしづつ書きつけたるなり。おのづから、人の「さることや」などいふには、いたく思ふままのこと、かはゆもおぼえて、少々をぞ書いて見せし。これはただ、我が目ひとつに見むとて書きつけたるを、後に見て、

### 357 くだきける思ひのほどのかなしさも書きあつめてぞざらに知らるる

ひとえにつらい想い出ばかりの自分ではあるが、時は流れ、何となく生きている間に、思い出されることを少しずつ書き付けたものである。たまたま人に請われて、ありのままを書いたものは恥ずかしいので、当たり障りのないものを少々見せたことはあった。「これ」は、ただ自分一人が見ようと思つて書き付けたもので、後に見ると、心が碎かれるばかりの悲しい想い出も、こうしてかき集めて見ると、改めてその悲しさを思い知らされることだ、と。

この序・跋を見ると、両者がよく似てることがわかる。「これ」、「思ひ出でらるる」、「我が目ひとつに見むとて書き」は、全く同じ表現である。つまり、思い出されることを書き付けておいた「これ」は、自分一人で見ようと思つて書き付けておいたものだ、ということを作者は繰り返しているのである。

序・跋については、先行研究でも多くの指摘がある。本位田重美氏は、序・跋は集が完成してから書き添えられたもので互いに呼応すること、跋は序を見て書かれたものであることを述べられ<sup>(2)</sup>、氏の指摘の通り、現在多くの諸先学ともに一番歌（以下、歌番号のみ表記する）の記述を序、三五七の記述を跋とされ、本文完成後に書き添えられたものとされている。本作品を素直に読めば、一が序、三五七が跋であることは容易に理解されよう。序・跋とは、いわば作品のまとめであり、作者がどのような思いで作品を執筆したか、あるいは、作品をいかに読むべきかを我々に提示してくれるものである。先学が指摘されるように、作品が一応完成したあとに、作品の意味付けとして、書き添えら

れたものと考えるのが自然であろう。

また、村井順氏は、作者が他人の目を意識していたことが読み取れると指摘された。<sup>(3)</sup> この指摘は注意すべきである。序・跋の同じような表現は、作者の言い訳と見ることも出来る。他人の目を意識するがゆえの表現であるかも知れない。すれば、先に述べた序・跋の繰り返しも、単に序を見て跋を書いたから似ているという程度のものではなく、何らかの意味を持つていると考へるべきであろう。

本稿では、序・跋の記述の意味、特に「我が目ひとつに見」と繰り返している点について考えたい。また、序・跋、付記（三五八、三五九）の記述から、本作品の題名についても指摘したいと思う。

## 二

ところで、先行研究に、次のような注目すべき指摘がある。草部了円氏は、上冊（作品の前半部、二～二〇三番歌）について、

……上冊は、高倉天皇に始まり、高倉院に終っているのである。これは偶然その様になつたのではなく、作者自身が最初からそのように、意図したものと思われる。……この様に上冊の末尾が高倉院の崩御をもつて、首尾と、のつて終っている事は、われくに下冊を予期するような、期待性を抱かしめない、即ち上冊は下冊の存在を必要とするような、記事の終り方をしていないのである。……この事は言葉を替えて言えば、上冊と下冊は、別途の、関連をもたない動機や意図をもつて成立したもので、校本においても、上冊下冊と二冊揃つていなければならぬ必要性はないのである。<sup>(4)</sup>

と、上冊がそれだけで首尾一貫しており、下冊（作品の後半部、二〇四～三五六番歌）の存在を必要としない、とされ

る。また、下冊が「概ね暗い死の影をもつて掩われているのも、上冊と著しく様相を異にする」とされたうえで、跋について、

この詞書とこの歌こそ、下冊を書き終えた時の、彼女の偽らぬ感懷であつたであろう。この357によつて、下冊は締め括られていると見るべきであるが、これは上冊までも包含した総括的な結びではない。……上冊の冒頭に、序に相当する詞書がありながら、下冊の終りにも、再び同じような内容をもつ、跋に似た叙述がある事も、上下別々に成立した意味を、物語つていると考へてよいのではあるまいか。……若しこれが、上下一貫して書かれたものであつたなら、この様に、上冊下冊に、二度も同じような事を、繰り返す必要はない筈である。孰れか一つだけで、十分その用は足りるであろう。この様に上下双方に、同じような事が書かれている事は、取りも直さず、双方が共に、夫々別途の存在の意味を持っていたので、そういう記述の必要性があつたものと、思わなければならぬ。

と述べられ、上冊、下冊が内容の様相を異にしていることと、序・跋の類似から、上冊と下冊は別々であつたものが、後人によつて一冊にまとめられたもの、とされるのである。

確かに、前半部は己の恋愛と平家の繁栄の記、後半部は散つていつた平家一門の追憶の記となつており、それぞれでまとまつた世界を形成している。ゆえに、吉水神社所蔵本（下冊欠）、内閣文庫所蔵本（下冊欠）、寛永版本、万治版本、寛文版本は上下二冊、無窮会神習文庫所蔵本、宮内庁書陵部本所蔵本は一冊だが<sup>(5)</sup>、改丁して後半部が記されるという形態になつてゐるのである。

しかし、本作品は平家の繁栄と滅亡を見た作者の生涯を記したものである。下巻の壮絶な平家の滅亡、特に愛する資盛の死が記されていることで、上巻のありし日々は、生き生きと伝わつて来るのではないか。また逆に、上巻の

すばらしい日々があることで、下巻の平家の滅亡、資盛の死の重きが伝わってくるもと言えよう。作者は、繁栄と滅亡、平家の明暗を見た。平家一門の運命は、上、下どちらか一方では完結しない。『平家物語』が盛者必衰で貫かれているように、本作品も上下が揃つて双方が響きあい、平家とともに生きた作者の証は、より立体的に浮かび上がる。よつて、記述内容から考えれば、本作品は上下二冊ではじめて一つの作品とすべきであろう。

また、序・跋の類似を以て、どちらか一方だけでよい、とされる点についても、仮に上冊、下冊が別々のものであるならば、上冊には跋、下冊には序があつてしかるべきではなかろうか。上冊が序、記述だけで終わり、下冊が突然記述から始まり、跋で終わっているというのは不自然である。確かに、序と記述という形態は多いにしても、家集には、序・跋がそろつているものは殆ど見られない。<sup>(6)</sup>こうした点から、氏のように序・跋が別々に記されたと考えられる場合もあるう。しかし本作品の序・跋については、その表現がよく似ている点から見ても、ごく近い時期に記されたもので、互いに呼応するものである。すなわち序に始まり跋で終わる、一つの作品として成り立っていると考へるべきである。

最近の注釈でも、谷知子氏は、

この跋文が受けた家集部分が、一時に書かれたものではなく、少しづつ時期をずらして書かれたものであること、また人に請われて見せたものと、自分一人のために書いたものと、何種類かの家集があつたことを窺わせる。人に請われて見せたものを「一二〇三」のいわゆる上巻部分とし、「これ」つまり自分一人のために書いたものを「一二〇四～三五六」のいわゆる下巻部分と見ることもできる。とすると、この跋文は元来下巻のみの跋文ということになる。<sup>(7)</sup>

「これ」（二〇四～三五六までの後半部）とは別々のものであり、跋文は下巻のみのもの、とされる。氏の考えに従えば、序文は上巻のみの序文、ということになろう。

跋に、「すこしづつ書きつけたる」ものを「かきあつめ」とあるから、「これ」は氏の言われる通り、少しづつ書き付けられていつたものではある。しかし、人に請われて見せたものは、上巻であつたろうか。作者は、人に見せる際に、ありのままのことは恥ずかしいので、差し障りのないものを見せた、と言つてはいる。人に見せたものを上巻とするならば、その記述内容は、他人に見せても差し障りのないものであつたことになる。上巻には、確かに平家、宮中贊美、題詠歌など、人に見せても支障のなさそうなものもある。しかし、資盛と隆信についての記述はどうであろうか。二人の関係は、ほぼ同時に始まつたと思われる。同時に二人の男性と言い交わしていた、というような内容を、果たして他人に平気で見せられるだろうか。むしろ、憚らずに見せることができるのは、下巻の追憶の日々にもあるのではなかろうか。平家の滅亡は周知のことであつたろうし、歌を見せてほしいと頼む人は、作者が平家追憶に生きていることを知つてゐる人物であつたと想像される。

おそらく、作者が人に見せたものは、宮中贊美、題詠歌や、下巻の追憶の日々を詠つたようないくつかの詠歌であつただろう。序にも跋にも「これ」とあるのだから、作者のいう「これ」とは、暇を見て、我が身のために書いたもの、つまり作者の存在証明である二～三五六までを指す、と見るべきである。

このように、両氏の述べられることは、序・跋や記述内容からすると、考え方ねばならない。繰り返しになるが、序・跋とは本作品の主題の一貫性を示すものであり、作者自身の作品の意味付けでもある。留意しなくてはならないのは、作者が自分一人のために書いた、と繰り返している点である。本作品が持つ、誰に請われずとも己を語り、記すという「とはずがたり」の性質、すなわち日記文学性に気付かねばならない。

ではここで、もう一度、序・跋を見てみよう。その表現はやはりよく似ており、これだけの同じような表現は、双方がごく近い時間に書かれた、ということを示していると思われる。作者が「我が目一つに」見るもの、と繰り返すのは、一体何を意味しているのであろうか。

作者は序で、「これ」は自分一人で見るもの、と言っている。他人に見せることはない。ゆえに、作者が己の歌集の今後を案じる必要はなかろう。しかし、「跡もし末の世に伝はらば」、もし私の歌が後世に伝わったなら、と言う。「伝はらば」は、伝わる可能性がある、ということを示すものではなかろうか。

また、跋に、人には見せなかつた「これ」を、かきあつめてみると改めて悲しみが思い知らされる、とあるが、これも自分一人で見るものならば、わざわざもう一度かきあつめる、まとめる必要はなかろう。つまり跋は、二～三五六までを改めてまとめ直す機会が与えられた、ということを示していると考えられるのである。

さらに、「我が目ひとつに見むとて」は、既に指摘されているように、作者の謙遜とも考えられる。謙遜するのは、これから見せる人物があつて、これは私一人のために書いたものであるから、見せられるようなものではないかも知れないけれども、という意味が込められているのである。

これらの点から考へるに、序・跋は、人には見せてこなかつた、自分一人で見ようと思つていた「これ」を、他人に見せる機会が与えられた、ということを示しているのではなかろうか。では、その機会とはいつであつたのだろうか。作品最後に、次の記述がある。

老の後、民部卿定家の、歌を集むることありとて、「書き置きたる物や」と尋ねられたるだにも、人数に思ひ出でて言はれたるなき、ありがたくおぼゆるに、「『いづれの名を』とか思ふ」と問はれたる、思ひやりのいみじうおぼえて、なほただ、隔て果てにし昔のことの忘られがたければ、「その世のままに」など申すとて、

358 言の葉のもし世に散らば偲ばしき昔の名こそとめまほしけれ

返し、民部卿、

359 同じくは心とめけるいにしへのその名をさらに世に残さなむ  
とありしなむ、うれしくおぼえし。

老いて後、定家から歌稿の提出を求められた。昔と今とどちらの名がよいか尋ねられた。そこで、昔の名を遺したい、と申し出ると、では昔の名を遺そう、と言つてくれたことが嬉しかった、とある。この記述から、作者が序・跋を付したのは、歌人定家へ、歌稿を提出する時だつたと考えられる。

このように、序・跋の記述そのものには、定家をはじめとする、まだ見ぬ読者への意識が見て取れる。そして、序・跋がほぼ同時期に記されてはじめて、本作品が一つの完成体として成つたことが証明されているのである。

定家編纂の『新勅撰和歌集』は、貞永元（一一三二）年に後堀河院より勅命が下り、天福二（一一三四）年六月三日に仮奏覽、文暦二（一一三五）年三月一二日に淨書が完成し、成立に至つた。作者が歌稿を提出したのは、勅命が下つてから仮奏覽までと考えられるが、仮奏覽以後、承久の乱に関係した人物の歌が削除されているから、歌が不足して、その頃に提出したのかも知れない。しかし、少なくとも、本文は貞永元年以前には成つており、序・跋が付されて提出されたと考えられよう。<sup>(8)</sup>序・跋の執筆時期については、藤平春男、福田秀一両氏が、建保初年に成立していた本文に、寛喜二年秋または貞永元、天福元年ごろ序・跋を附加して定家に書き送つたとされ<sup>(9)</sup>、また松本寧至氏が「この序文は、跋文と照應するもので、定家に歌稿を提出する段階でつけたのかも知れない」、と述べられたものであるが、改めてその指摘は、序・跋そのものの記述から明確にすることが出来るのである。

## 三

次に、題名について考えてみたい。本作品の命名は、一体誰によるものなのであろうか。

作者の呼称について、草部氏は次のように述べられる。

……歌集の作者名に「建礼門院右京大夫」の呼称を用いたのは、今日までの資料によるところでは、新勅撰集の撰者定家に始まり、後続の撰集もしくは歌集も、この先蹟に従つたかのように思われる。……右京大夫が宮仕えをしたのは、中宮徳子であつて、建礼門院などと申しあげる方は、この世に未だ居られなかつたし、右京大夫もそういう方にお仕えした覚えは、全くなかつたのである。……右京大夫が宮仕えを辞した後四年して、建礼門院の称号は、中宮に贈られたのである。従つて右京大夫の宮仕え期間と、この称号とは、何のかゝわりもない筈である。……この様に考えてくると、今日まで建礼門院右京大夫と呼ばれて來たその人は、果して孰れも伊行女その人であつたろうか、少なからず不安の念を抱かざるを得ないものがある。<sup>(1)</sup>

確かに、作者出仕の頃、「建礼門院右京大夫」とは呼ばれない。作者は徳子中宮時代に出仕し、治承二（一一七八）年秋に宮中を退出している。では、「中宮右京大夫」とでも呼ばれていたのであろうか。この点では、氏の言は注目される。しかし、『建礼門院右京大夫集』を読めば、この作品は伊行女でなければ書かれないのであり、作者は伊行女ということになる。では、なぜ、「伊行女集」とか、「中宮右京大夫集」ではなく、「建礼門院右京大夫集」と呼ばれることになつたのであろうか。

松本寧至氏は、

……もつとも、『建礼門院右京大夫集』という書名は、ことによると最初の読者であつた定家による命名かも知れない。たとえば『成尋阿闍梨母集』なども定家の命名と考えられるようである。<sup>(12)</sup>

と述べられている。氏は先に、『成尋阿闍梨母集』の題名について考察された。日記が元来、その人にとって最も重要な一つのことを書く、という点にあることから、成尋阿闍梨母にとつて生涯で最も重要であったのは、息子成尋と離別した「延久三年正月卅日」であつたと述べられ、本当の題名は、上・下巻の冒頭に記された、「延久三年正月卅日」その日付で、『成尋阿闍梨母集』は書写に関与したであろう定家の命名である可能性が高い、と述べられた。<sup>(13)</sup>この『成尋阿闍梨母集』の例から、本作品の命名も定家によるものかもしれない、と述べられたのである。

古典作品には、『土佐日記』、『蜻蛉日記』、『更級日記』などのように、作者自身で命名したと考えられるものはあるが、定家の手を経たもので、彼の命名によつたものも少なくない、と推測される。自分で自分のことを「建礼門院右京大夫」とは言わないから、少なくとも、「人物名十集」という題名は、おそらく本人ではなく、後人による命名と考えられよう。

では、『建礼門院右京大夫集』の命名は定家によると考えてよいのだろうか。また、定家によるものならば、なぜ『建礼門院右京大夫集』と名付けたのだろうか。

先に挙げた序・跋で、作者は「我が目ひとつに見むとて」思い出を書き付けただけのものであると言つていた。ならば、特に題名を付けて他と区別する必要はなかつたはずである。従つて、定家に提出する頃には、作者によつて付けられた題名はなかつた、と考えられる。

おそらく、作者が提出した歌稿は、定家から本人に返却されただろう。九州大学付属図書館蔵細川文庫本の奥書に、次のようにある。

本云

建礼門院右京大夫集也

此本自筆なりけるを

七条院大納言さりがたき

ゆかりにてこのさうしをみ  
せられたりけるをうつされ  
たるとなん

以承明門院小宰相本

正元二年二月二日書写畢<sup>(14)</sup>

99 『建礼門院右京大夫集』の序・跋と題名

井狩正司氏によれば、まず作者自筆本があり、それを写した七条院大納言本があつた。またそれを写した小宰相本があり、小宰相本を写した正元二年本があり、書写を経て現在の九州大学付属図書館蔵細川文庫本がある。<sup>(15)</sup>「建礼門院右京大夫集也」から「うつされたるとなん」までが小宰相本の奥書、「本云」から「正元二年二月二日書写畢」までが正元二年本の奥書、となる。「建礼門院右京大夫集也／此本自筆なりけるを」とあることから、作者は題名を付けていなかつたのに、返却された自筆歌稿には『建礼門院右京大夫集』という題名がついていた、ということが考えられる。すれば、それまで無名であつたこの作品は、定家によつて命名された、ということになるのではなかろうか。

ところで「正元二年」の年号は、最も古い書写年代を示すものとして重要である。久保田淳氏は、岩波文庫『建礼門院右京大夫集』（底本・九州大学付属図書館蔵細川文庫本）において、「正元二年」の「二」をおどり字と見、「正元々年」とし、「正元々年一二五九年。ただし、正嘉三年が三月十六日で正元と改元されたので、これは改元前の

月日を改元後溯つていったことになる<sup>(16)</sup>と述べられている。糸賀きみ江氏も「底本は正元<sup>(17)</sup>年ともよめるが、正嘉三年三月二十六日に正元と改元。改元前に、新しい年号を記すことは考えられないでの、二年とよんでおく」とされ、<sup>(17)</sup>谷知子氏も「二」は「と」のような書体で、これを「元」のおどり字と見れば、「正元元年」と読みうることになるが、正嘉三年が三月二十六日正元と改元されたので、そうだとすれば改元前の月日を改元後の年号で記したことになる<sup>(18)</sup>と、久保田氏と同様の注を付されている。

しかし、底本の書体からは明らかに「二」と読める。

正元二年二月二日書

「正元二年二月二日」ならば、正しい日付で何の不自然もない。細川文庫本のほかに、宮内庁書陵部蔵本、岡山大学図書館蔵本（池田家文庫）、彰考館蔵本など多くの諸本が、「正元二年」となっている<sup>(19)</sup>。正しいものをわざわざ「正元々年」とする必要もなかろう。ついでながら、久保田氏より早くに、この部分を「正元元年」と読み違えた書写者もいた。昭和美術館蔵伝津守国夏筆本（南北朝時代書写本）には、「正元元年」とある。<sup>(20)</sup>

正元二年二月二日書

おそらく「二」をおどり字と見間違え、誤写されて伝わったものであろう。しかし、改元の年号と日付が合わないことに、作品の位置付けや解釈に大きな影響を及ぼすなど、何らかの特別な意味がない限り、本文を改訂することは妥

当でない。やはりここは「正元二年」でよい。

## 四

ここでもう一度、作品最後の記述を挙げる。

老の後、民部卿定家の、歌を集むることありとて、「書き置きたる物や」と尋ねられたるだにも、人数に思ひ出でて言はれたるなき、ありがたくおぼゆるに、「『いづれの名を』とか思ふ」と問はれたる、思ひやりのいみじうおぼえて、なほただ、隔て果てにし昔のことの忘られがたければ、「その世のままに」など申すとて、

358 言の葉のもし世に散らば偲ばしき昔の名こそとめまほしけれ

返し、民部卿、

359 同じくは心とめけるいにしへのその名をさらに世に残さなむ  
とありしなむ、うれしくおぼえし。

定家から何か書いたものはあるか、と尋ねられた。人並みに思い出してくれたことが、作者には有り難く思われた。その上、今の名と昔の名と、どちらにするかとまで尋ねる。作者はやはり、ただ遠く隔たつてしまつた「昔の名のままで」と願つた。すると定家は、あなたの忘れられないあの昔の名にしましよう、と言つたとある。作者は、定家が己の心の内を理解してくれたことが、この上なく嬉しかつた。定家は作者の、一番はじめの理解者だったのである。

定家が、どちらの名を、と尋ねたのは、入集するにあたつては作者名を記さねばならないが、提出された本作品には題名が付いていなかつた、ということであろう。もし、提出時点で『建礼門院右京大夫集』というような題名が付いていたなら、定家がこのように問うはずがない。作者名をそのまま採ればよいのである。定家は、作者の現在、過

去を知つてゐる。すなわち、中宮徳子に仕えた時代と、平家滅亡後、後鳥羽院とその生母・七条院殖子（藤原信隆女）に仕えた時代<sup>(21)</sup>と、作者の長い生涯のうちで一つの時代がある。作者には「昔の名」と七条院右京大夫という「今の名」とがある。いざれとするか。歌稿には作者による題名がない。そこで作者にどちらの名を、と尋ねたのである。

作者の、「その世のままに」という言葉は、本作品の主題を示していよう。すなわち、平家とともに生きた己の証である。何にも換え難い、たつた一つの大切な想い出である。作者にとってのこの一つ、とは、平家の繁栄と滅亡、資盛の、徳子の繁栄と滅亡であつた。資盛の愛人であり、徳子の女房であつた作者は、平家一門と一体であつた。平家の繁栄と滅亡を見た己の生涯、この一つのことを作者は記した。これは、本作品の日記文学性と言えるものであろう。

この想いを、一体誰が判つてくれるだろうか。序・跋で繰り返していた作者も、定家の「その名をさらに世に残さなむ」によつて救われた。定家は、作者の胸のうち、大切な想い出を理解して、「建礼門院右京大夫」の名を選んだのだろう。「中宮右京大夫」とせず、「建礼門院右京大夫」という美しい名を付けたところに、歌人定家らしい感性が光る。「うれしくおぼえし」の一言は、作者の感動を語つて余すところがない。

『建礼門院右京大夫集』は、定家から歌稿提出の機会を与えられ、序・跋を受けた形となり、さらに定家によつて命名され、美しく生まれ変わつた。『新勅撰和歌集』二首入集以後も作者の生きた証は読み継がれ、『玉葉和歌集』一三首、『風雅和歌集』八首、『新千載和歌集』一首、『新拾遺和歌集』二首、『新後拾遺和歌集』一首、『新続古今和歌集』二首、『夫木和歌抄』九首が入集。作者の「その世のままに」という願いは伝えられ、現在に至つてゐる。

## 注

- (1) 引用は、新潮日本古典集成『建礼門院右京大夫集』（糸賀きみ江氏校注・昭和五四年七月・新潮社・底本九州大学付属図書館蔵細川文庫本）によるが、私に字句を改めた部分がある。
- (2) 本位田重美氏著『評註建礼門院右京大夫集全訳』（改訂版・昭和五一年七月・武藏野書院）。
- (3) 村井順氏著『建礼門院右京大夫集評解』（新装版・昭和六三年八月・有精堂）。
- (4) 草部了円氏著『世尊寺伊行女 右京大夫家集』（笠間選書88・昭和五三年三月・笠間書院）。
- (5) 井狩正司氏編著『建礼門院右京大夫集 校本及び総索引』（昭和四四年九月・笠間書院）の「諸本解説」。
- (6) 信太周氏「建礼門院右京大夫集考」上・下両巻の間ににおける擗筆の想定をめぐつて」（「国文学 言語と文芸」昭和三八年九月）。なお、信太氏も草部氏同様、上下は別々の編纂意図をもつて記されたものであり、序跋は呼応しないと述べられている。
- (7) 石川泰水氏、谷知子氏著和歌文学大系23『式子内親王集・建礼門院右京大夫集・俊成卿女集・艶詞』（平成一三年六月・明治書院）の『建礼門院右京大夫集』（谷知子氏校注）の脚注、解説。
- (8) 佐藤恒雄氏「『建礼門院右京大夫集』の成立——新古今集からの影響歌を起点として」（「国文学 言語と文芸」昭和五四年三月）では、「新古今和歌集」の影響歌があることから、「どんなに早くても、右京大夫の後鳥羽帝内裏への再出仕以後、おそらくは『新古今集』の成立（元久二年）以後であると考えねばならない。そして下限は、『新勅撰集』の撰集資料として、定家から歌を求められた時（貞永元年ころか）ということになる。」と述べられている。
- (9) 藤平春男氏、福田秀一氏著鑑賞日本の古典12『建礼門院右京大夫集・とはずがたり』（昭和五六六年二月・尚学図書）の、『建礼門院右京大夫集』解説。三角洋一氏日本の文学古典編18『更級日記 建礼門院右京大夫集』（昭和六一年九月・ほるぷ出版）解説では、諸説を検討され、現在の形態に編集しなおされたのは建保期に入つてからとされている。
- (10) 松本寧至氏著『追憶に生きる 建礼門院右京大夫』（日本の作家18・昭和六三年九月・新興社）。
- (11) 注(4)に同じ。
- (12) 注(10)に同じ。
- (13) 松本寧至氏著『中世女流日記文学の研究』（昭和五八年二月・明治書院）の、序論「第三章 中古・中世の日記文学性の

変遷」。また、「『成尋阿闍梨母集』題名考」（『王朝女流文学の新展望』・平成一五年五月・竹林舎）。

(14) 引用は注(5)による。

(15) 注(5)による。

(16) 岩波文庫『建礼門院右京大夫集』（久松潛一氏、久保田淳氏校注・昭和五五年一〇月）の脚注。なお、氏は新編日本古典文学全集『建礼門院右京大夫集 とほづがたり』（平成一一年一二月・小学館）でも、底本に九州大学付属図書館蔵細川文庫本を用い、本文を「正元元年」として、岩波文庫と同様の注を付されている。

(17) 注(1)と同じ。

(18) 注(7)と同じ。

(19) 注(5)による。

(20) 久曾神昇氏著『昭和美術館蔵伝津守国夏筆建礼門院右京大夫集と研究』（昭和五七年一月・ひたく書房）。また、穂久邇文庫蔵本（寛永七年三月書き写本）、注(5)諸本解説「北海学園大学所蔵本（北駕文庫本）」も「正元元年」とある。なお、注

(16) 新編日本古典文学全集において、久保田氏は、底本の九州大学付属図書館蔵細川文庫本の「若干の欠落部分は主として昭和美術館本によつて補つた」とされ、昭和美術館本が「正元元年」とあることから、本文も「正元元年」とされたと思われる。しかし、九州大学付属図書館蔵細川文庫本の奥書「正元二年」の部分に欠落はなく、注には昭和美術館本によつて改訂したとはない。

(21) 作者は四〇代の頃、後鳥羽院に再出仕した（三三二二番歌詞書）。その後、院生母・七条院殖子に出仕したと思われる。遠田晤良氏「建礼門院右京大夫の再出仕について」（『野田教授退官記念 日本文学新見 研究と資料』・昭和五一年三月・笠間書院）が、『明月記』（建永元年七月一二日条の「七条院右京大夫」について「後鳥羽院の許から、何らかの事情で生母七条院方に移つたとしても不自然ではない」と、作者であると推定された。